

令和8年3月

労働者代表決定のお知らせ

株式会社 コメット

電話 077-527-4546

この度、労働者代表候補者への信任投票の結果、労働者代表が決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

株式会社コメット 労働者代表

奥村 のぞみ 氏 （任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日）

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。その手続きにおいて会社の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た会社の労働者代表を決定しなければなりません。労働者代表には、会社との労使協定当事者となっただき、会社と協議して協定を締結していただかなければなりません。

今回、決定した労働者代表には、主に以下について協力をいただくことになります。

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定（三六協定）
2. 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
4. 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
5. 賃金の一部控除に関する労使協定
6. 変形労働時間制に関する労使協定
7. 休業・教育訓練・出向実施に関する労使協定
8. 就業規則の作成及び変更の際の意見聴取
9. 労働者派遣法により事業所単位の期間制限を延長する際の意見聴取
10. 労働者派遣法第30条4第1項に基づく労使協定方式による待遇の決定のための労働者の賃金に関する労使協定の改定
（改定労使協定の有効期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日・令和9年4月1日～令和10年3月31日）
11. その他法令等により定められたもの